

## ウクライナ戦争関連規制の内容再整理（技術篇）

米満 啓

## 1. まずは《役務取引等告示》の概要から

二号の二；ベラルーシ向け規制・相手問わず。但し対象技術は次のイ・ロに限定 イ；《外為令》別表の1～15項技術 ロ；この告示の別表第1技術
二号の三；ベラルーシ向け全技術規制・外務省告示で指定された問題児向けのみが対象
二号の四；ロシア向け規制・相手問わず。但し対象技術は次のイ・ロに限定 イ；《外為令》別表の1～15項技術 ロ；この告示の別表第1技術
二号の五；ロシア向け全技術規制・外務省告示で指定された問題児向けのみが対象
二号の六；ロシア・ベラルーシ以外で、外務省告示で指定された問題児向けの規制。対象技術は イ；《外為令》別表の1～15項技術 ロ；この告示の別表第1技術
二号の七；ロシア産原油・石油製品の取引に関する役務規制
四号；ロシア産原油・石油製品の取引に関する仲介貿易規制


 今回新設！

([https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/03\\_law/download\\_shihontorihiki/kokuji\\_ekimu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download_shihontorihiki/kokuji_ekimu.pdf))

## 2. 条文の読解

## 《役務取引等告示》柱書

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等を次のように定め、平成二十二年四月十四日から施行する

## 上記柱書に登場する《外為令》18条3項とは

財務大臣又は経済産業大臣は、法第二十五条第六項の規定に基づき居住者が役務取引等（同項に規定する役務取引等をいう。以下この条及び第十八条の三において同じ。）を行うことについて許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならない役務取引等を指定してするものとする。

つまり「法 25 条 6 項により許可取得義務を課す」場合、「詳細は告示で定めるぞ」ということ。ところが、実は法 25 条 6 項は「許可取得義務を課す」規定ではなく「義務を別途課すことができる」という記述です。（下記の通り）

## 大元になる《外為法》25条6項とは

主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引（第四項に規定するものを除く。）（以下「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実

に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき、又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

ではどこに命令（許可取得義務を課す）はあるのか？ 前述の通り令 18条3項ではありません。

#### 《外為令》18条4項

居住者が前項の規定により指定された役務取引等を行おうとするときは、当該居住者は、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、財務大臣又は経済産業大臣の許可を受けなければならない。

「18条3項で指定した役務取引を行うときは許可取れ」ということですから、これが「命令」ということです。申請書式（《貿易外省令》の様式第3）にも次のように記載されています。

「外国為替令第18条第4項の規定により 許可 する、しない」

3項と4項を統合して「告示で定める取引の際は許可取れ」とした方がわかりやすいと思いますが、そうしないのにはそれなりの理由があるのでしょう。

論理の流れをあらためて示します。

《外為法》25条6項；こういう趣旨で許可取得を命ずることがあるぞ

《外為令》18条4項；18条3項で指定した取引について許可取得を命ずる

《外為令》18条3項；要許可の取引は、告示で定める

《役務取引等告示》二号の二～二号の七；対象地域と対象技術を記述

二号の二、二号の四、二号の六 の規制技術を別表第1で記述

#### 《役務取引等告示》二号の二…ベラルーシ向け規制

ベラルーシ政府その他の関係機関、ベラルーシの法令に基づき設立された法人その他の団体、ベラルーシ以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のベラルーシ内の支店、出張所その他の事務所又はベラルーシ内に住所若しくは居所を有する自然人 (A)（本邦に滞在する者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）が交付されているものを除く。）に対し行う次に掲げる取引 (B)（新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術（以下「公知の技術」という。）を提供する取引、プログラム（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第二十五条第一項又は第六項の規定による許可を受けて提供したものに限る。）の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであって、本邦及び別表第二に掲げる地域の法令に基づき設立された法人その他の団体（以下「別表第二地域等設立法人等」という。）が単独又は共同で全額出資するベラルーシ内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のベラルーシ内の支店、出張所その他の事務所に対し行うもの並びに次号に掲げるものを除く。）

イ 外国為替令（以下「令」という。）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を提供する取引（国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る。）

ロ 別表第一（第二十七号から第五十二号までを除く。）に掲げる技術（令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。）を提供する取引

- ・非常に長いセンテンスですが思い切って要約すると

ベラルーシ向けの次の技術提供取引は要大臣許可（公知技術などの例外もあるが）

イ いわゆるリスト規制技術（《外為令》別表の1～15項技術）

但し「国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る」

ロ この告示の別表第1の一～二十六号技術

- ※ 上記イの但し書き「国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る」は非常に風変わりな存在だと思います。

というのは、一般にこの種の但し書きは既存の規制との避ける目的で付けるものだからです。

私は次の4つの点で違和感を覚えました。

#### 【違和感1】 「妨げるおそれ」の有無をどうやって判断するのか？

通達の「解釈を要する語」には言及がありません。判断基準が示されていない以上、この但し書きは実効性のない記述と言わざるをえません。

#### 【違和感2】 貨物の規制には「妨げるおそれ」についての言及がない

《輸出令》別表第2の3の一号における表現は「別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物」です。そこに「妨げるおそれ」の有無を規制リストの該非にからめる記述はありません。なぜ技術の規制だけ「妨げるおそれ」に言及するのでしょうか？

#### 【違和感3】 重複規制を避ける意図？

先ほど（《外為令》17条1項との）重複規制を回避する意味だろうかと書きました。仮にそうだとすると、その意図は失敗しています。なぜなら、たとえ「妨げるおそれがないもの」であっても《外為令》別表の1～15項該当技術であるかぎり、《外為令》17条1項の規制対象となるからです。

#### 【違和感4】 どのみち「禁止」なんでしょう？

既に《外為令》17条1項で規制している《外為令》別表の1～15項該当技術を、わざわざ18条4項マターとして取り上げたのは、「禁止」が原則であることを明確化するためだと思います。つまり「妨げるおそれ」の有無に拘わらず、「どのみち提供禁止」ということです。

とすれば、告示二号のニイで「妨げるおそれ」のあるものに限る意義があるのでしょうか？

- ・センテンスが長くなった原因である括弧書きの内容

下線部 (A) の括弧書きは「ベラルーシ内に住所若しくは居所を有する自然人」に関する註記です。

・「本邦に滞在する者であって（中略）在留資格認定証明書（中略）が交付されているもの」は規制対象の「自然人」にカウントしない旨が記されています。

下線部 (B) の括弧書きは「次の取引」に関する註記です。

・「公知の技術を提供する取引」と「納付済みプログラムの機能修正用プログラムを『別表第二地域等設立法人等』系事業所へ提供する取引」及び「次号に掲げる取引」が規制対象取引にカウントされない旨が記されています。

**《役務取引等告示》二号の三・ベラルーシの特定相手向け規制**

輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシの団体として外務大臣が定める者（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体を指定する件（令和四年外務省告示第百四号）で定めるものをいう。）に対し行う技術（公知の技術を除く。）を提供する取引

- ・要するに外務省告示で指定した問題児ユーザー向けは、原則として全技術が規制対象となります。

**《役務取引等告示》二号の四・ロシア向け規制**

ロシア政府その他の関係機関、ロシアの法令に基づき設立された法人その他の団体、ロシア以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のロシア内の支店、出張所その他の事務所又はロシア内に住所若しくは居所を有する自然人（本邦に滞在する者であって、在留資格認定証明書が交付されているものを除く。）に対し行う次に掲げる取引（公知の技術を提供する取引、プログラム（法第二十五条第一項又は第六項の規定による許可を受けて提供したものに限る。）の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであって、別表第二地域等設立法人等が単独又は共同で全額出資するロシア内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のロシア内の支店、出張所その他の事務所に対し行うもの並びに次号に掲げるものを除く。）

イ 令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を提供する取引（国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る。）

ロ 別表第一に掲げる技術（令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。）を提供する取引

- ・読み方は二号の二と同じで、四捨五入して言うと、

ロシア向けの次の技術提供取引は要大臣許可（公知技術などの例外もあるが）

イ いわゆるリスト規制技術（《外為令》別表の1～15項技術）

但し「国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る」

ロ この告示の別表第1技術

**《役務取引等告示》二号の五・ロシアの特定相手向け規制**

輸出等に係る禁止措置の対象となるロシアの団体として外務大臣が定める者（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）に対し行う技術（公知の技術を除く。）を提供する取引

- ・要するに外務省告示で指定した問題児ユーザー向けは、原則として全技術が規制対象となります。

### 新設の《役務取引等告示》二号の六・ロシア・ベラルーシ以外の特定相手向け規制

輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア及びベラルーシ以外の国の団体として外務大臣が定める者（ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件（令和五年外務省告示第四百四十七号）で定めるものをいう。）に対し行う次に掲げる取引（公知の技術を提供する取引を除く。）

イ 令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を提供する取引（国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る。）

ロ 別表第一に掲げる技術（令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。）を提供する取引

- これはロシア・ベラルーシ以外の問題児ユーザー（外務省告示で指定）向け規制。対象技術は

イ いわゆるリスト規制技術（《外為令》別表の1～15項技術）

但し「国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る」

ロ この告示の別表第1技術

### 《役務取引等告示》二号の七・ロシア産原油・石油製品の取引に係る役務規制

非居住者との間で行う、ロシアを原産地とし、海上において輸送される原油又は石油製品の購入価格がその上限価格を超える購入に関する役務取引であって、次に掲げる業務に係るもの（当該役務取引のうち、当該上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあっては購入価格が当該上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合若しくは当該役務取引の条件として約款に我が国の法令に基づく制裁、禁止若しくは制限に関する特別条項を記載している場合を除く。）

イ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第一項に規定する海上運送事業その他の海上において船舶により貨物を運送する業務若しくは当該貨物の運送を委託する業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務

ロ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三十項に規定する損害保険業務及び船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第二条第三項に規定する損害保険事業に関する業務（船舶保険、外航貨物海上保険及び船主責任保険並びにこれらの再保険に関する業務に限る。）

- この規定は「プライスカップ制度」の一環として設けられたもの。財務省解説は次の通り；

（問1-2）プライス・キャップ制度は、日本の法制度ではどのように措置されるのですか。

答 我が国においては、同志国の会合において決定される原油等の上限価格について以下の①の告示で公示した上で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく具体的な措置について以下の②から⑧までの告示を改正することにより対応します。（中略）

⑤外国為替令第18条第3項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成10年3月大蔵省告示第100号）

※ ①の上限価格を超える原油等の購入に関連して、本邦の居住者が非居住者に対し行うサービスの提供の禁止（財務大臣の許可制）（具体的な規制対象サービスは問3-3をご覧ください。）

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sanctions/ukrainehoudou\\_20230206\\_faq.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/ukrainehoudou_20230206_faq.pdf)

- 輸出管理とは畑違いの規定と割り切ってよいでしょう。



## 《役務取引等告示》四号・ロシア産原油・石油製品の取引に係る仲介貿易規制

外国相互間の貨物の移動を伴う、ロシアを原産地とし、それぞれの上限価格を超える価格の原油又は石油製品（海上において輸送されるものに限る。）の売買、貸借又は贈与に関する取引（当該取引のうち、当該上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が当該上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合を除く。）

・この規定も「プライスカップ制度」の一環として設けられたもの。財務省解説は次の通り；

（問1-2）プライス・キャップ制度は、日本の法制度ではどのように措置されるのですか。

答 我が国においては、同志国の会合において決定される原油等の上限価格について以下の①の告示で公示した上で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく具体的な措置について以下の②から⑧までの告示を改正することにより対応します。（中略）

⑥ 外国為替令第18条第3項の経済産業大臣が指定する役務取引等を指定する件（平成22年経済産業省告示第93号）

※ ①の上限価格を超えるロシア産原油等に係る外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を禁止（経済産業大臣の許可制）

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sanctions/ukrainehoudou\\_20230206\\_faq.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/ukrainehoudou_20230206_faq.pdf)

・要するにロシアに余計なお金が入らぬように「割高で買って第三国に売るな」、という規制です。もちろん「割高で買って日本に輸入」することも規制されています。財務省解説は下記の通り；

（問1-2）プライス・キャップ制度は、日本の法制度ではどのように措置されるのですか。

答 我が国においては、同志国の会合において決定される原油等の上限価格について以下の①の告示で公示した上で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく具体的な措置について以下の②から⑧までの告示を改正することにより対応します。（中略）

② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年4月通商産業省告示第170号）

※ ①の上限価格を超えるロシア産原油等の輸入を禁止（経済産業大臣の承認制）

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sanctions/ukrainehoudou\\_20230206\\_faq.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/ukrainehoudou_20230206_faq.pdf)

### 3. 地域と品目で整理

■ は相手を問わず要許可、 ■ は告示で指定の問題児向けの場合に要許可

《外為令》別表の1～15項技術 (国際レジーム対象技術 =リスト規制技術) ※ 勿論《外為令》17条1項で 要許可だが、18条4項許可も 併せて要るかを図に示した	二号の六	18条4項 許可は不要 但し17条 1項許可要	18条4項 許可は不要 但し17条 1項許可要	二号の四	二号の二
《役務取引等告示》の 別表第1の一～二十六号技術		規制外	規制外		
《役務取引等告示》の 別表第1の二十七～五十二号技術		規制外	ウクライナ東部 告示指定地域 (自称人民共和国)	ウクライナの クリミア半島	二号の五
その他すべての技術	ロシア				

外務省告示の指定ユーザー所在国は  
UAE・アルメニア・シリア・ウズベク  
で、偶然にも(?) 貨物規制における  
別表第2の4地域と一致

ドネツク・ルハンスク「人民共和国」  
向けが規制外なのは、  
告示制定時の見落としでしょう。

「クリミアはロシア領」という考え方も  
あり、あるいはそれが一連の制裁でクリ  
ミアが言及されていない理由かもしれま  
せん。(外務省地図ではウクライナ領と描  
いているが)



### 4. 私の妄想

一連の考察から《輸出令》2条による制裁との違いが見えてきました。3つ挙げます。

- i ロシア・ベラルーシ向けリスト規制品の記述  
「おそれのないものに限る」の括弧書きが、技術規制にのみ附されている。(告示の二号の二・四)
- ii ドネツク・ルハンスク「人民共和国」向けの扱い  
技術規制では対象外としている。
- iii ロシア・ベラルーシ・ウクライナ(の一部地域)以外向けの規制ぶり  
貨物の場合は、対象ユーザーに加えて対象地域を《輸出令》別表第2の4で記述している。よって  
UAE・アルメニア・シリア・ウズベク以外に所在するユーザーを規制対象に追加するためには政令  
改正が必要。  
一方、技術の場合は、《役務取引等告示》上に対象地域の記述がない。上記4か国以外のユーザー  
を規制対象に加えるために、政令も、また同告示も改正の必要がない。(外務省告示改正⇒即規制)

どうも私には貨物・技術の制裁を作ったのは別人ではないか、という気がしています。